

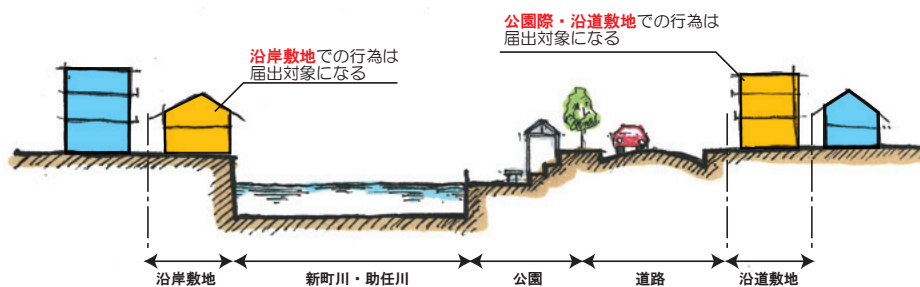
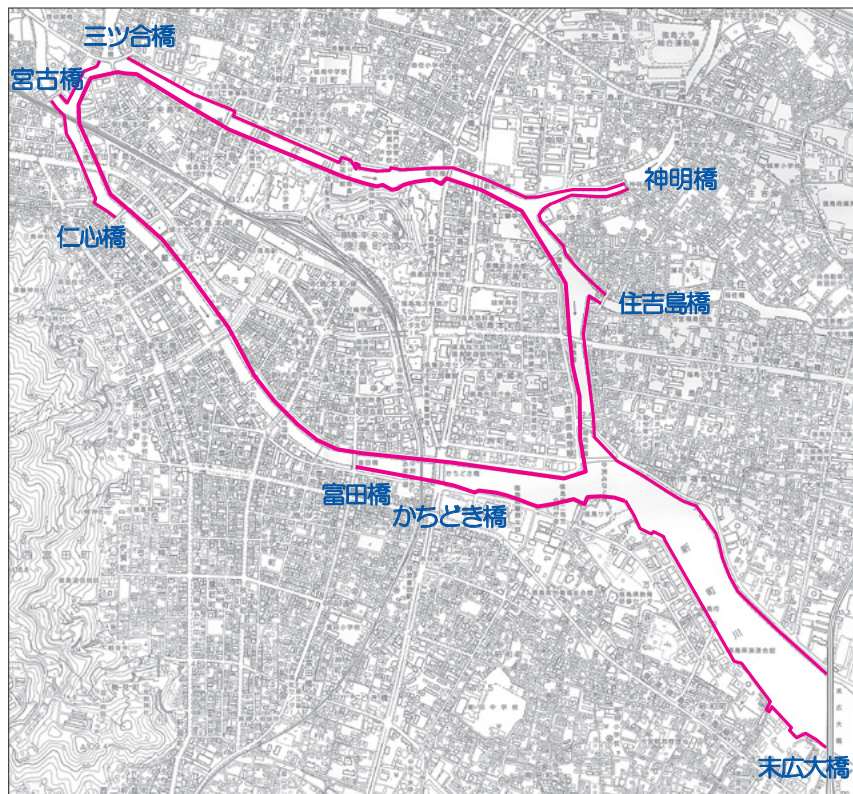
	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>徳島城跡のお堀の石垣や緑豊かな徳島中央公園の趣と落ち着きのある場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。</li> <li>駐車場、自転車置き場等の附属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>塔屋・屋外階段・附属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）からの正面性に配慮し、歴史・文化的な景観としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間や徳島城跡（徳島中央公園）に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul>	
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>	
	塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる材料の使用や意匠・形態はさける。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上げのないコンクリートブロック等の塀の設置はさける。</li> </ul>	
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物、独立看板の設置はさける。</li> <li>塔状の広告物は設置しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物の設置はさける。</li> <li>塔状の広告物は設置しない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓面を利用した広告物はさける。</li> </ul>		
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>	

3) 代表的な「水辺景観」

● ひょうたん島沿岸周辺（新町川沿岸周辺は除く）

区 分		届 出 対 象	
		ひょうたん島沿岸周辺	
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

○ 届出対象範囲の解説図



	項目	景観形成基準
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>まち並みにやすらぎと潤いを与える水辺や緑豊かな空間である場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul> </li> <li>意匠・形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。</li> <li>塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul> </li> <li>色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul> </li> <li>材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul> </li> <li>建築設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul> </li> <li>屋外照明等 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物付属の照明器具（壁面灯など）は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。</li> </ul> </li> <li>緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。</li> </ul> </li> </ul>
B 工作物	配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> </ul>
屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の照明器具（街灯、植栽灯等）、発光性の広告物（屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等）は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとす。</li> </ul>	
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り現況地形を生かすよう努める。</li> </ul>
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>

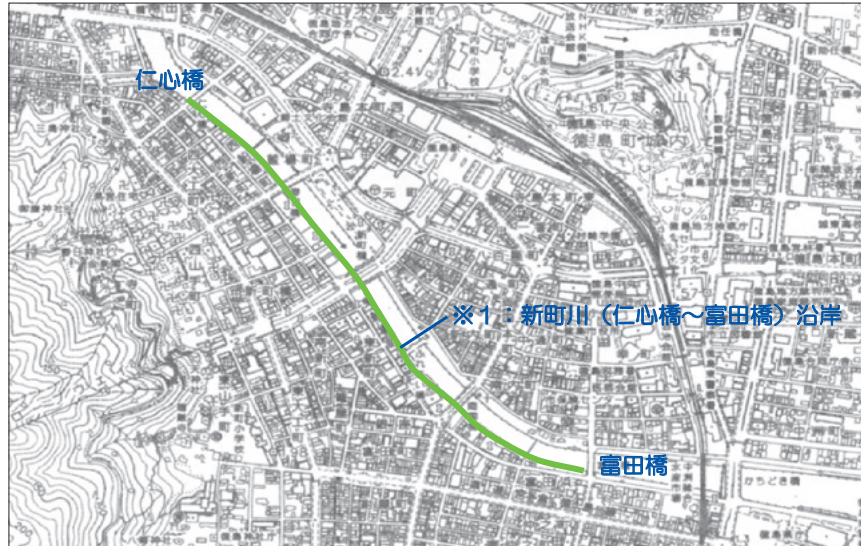


● 新町川沿岸周辺

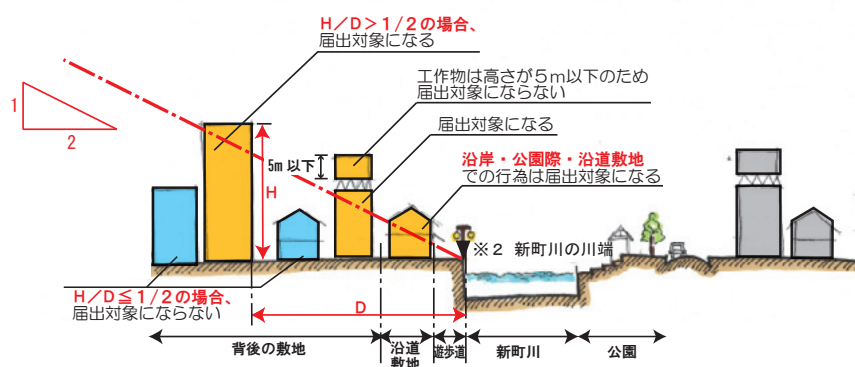
区 分		届 出 対 象	
		(1) 新町川（仁心橋～富田橋）沿岸 <sup>*1</sup>	(2) 左記の（1）を除く
行 為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの	
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
規 模	A 建築物	ア すべての規模	ア 建築物の各部分の高さ <sup>*1</sup> Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端 <sup>*2</sup> までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	B 工作物 市全域の 対象工作物 に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じる	ア 市全域の工作物の規模に準じ、かつ工作物の各部分の高さ <sup>*1*</sup> Hと当該部分から新町川（仁心橋～富田橋）の川端 <sup>*2</sup> までの距離Dの関係が $H/D > 1/2$ のもの
	C 開発行為	ア 市全域の開発行為の規模に準じる	

\* 1：建築物および工作物の各部分の高さは、新町川（仁心橋～富田橋）の川端<sup>\*2</sup>の地盤面からの高さをいう。  
\* 2：工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端までの高さをいう。

○ 届出対象範囲の解説図



○ 届出対象規模の解説図（届出対象（1）（2））



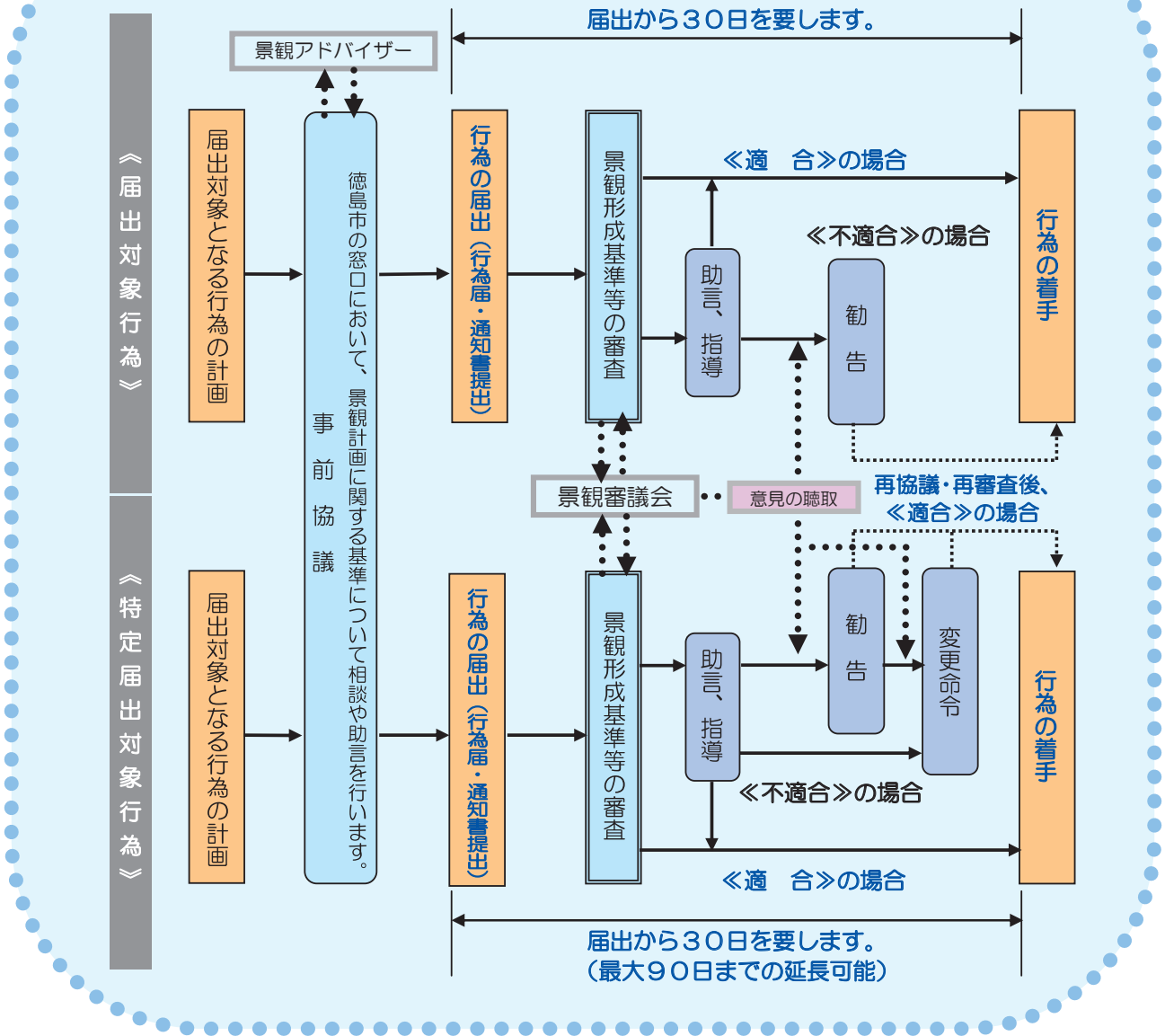
	項目	景観形成基準	
		届出対象(1)	届出対象(2)
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。</li> <li>市街地にある一方で、水辺や公園の緑豊かなゆとりとやすらぎのある都市空間としての場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>街角広場、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退等によりゆとりのある景観に配慮する。</li> <li>駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。</li> </ul>	
A 建築物	高さ・規模	対岸等からの眉山への眺望を著しく妨げない高さ・規模とする。	
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。</li> <li>塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放感に配慮した意匠形態とし、新町川の水辺空間としての演出に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。</li> </ul>
	色彩	著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	
	建築設備	水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。	
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物付属の照明器具(壁面灯など)は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。</li> </ul>	
	緑化	水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。	
	B 工作物	配置 高さ・規模	主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
意匠・形態		著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる意匠・形態はさける。	
色彩		著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。	
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。</li> </ul>	
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。</li> <li>ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。</li> <li>窓面を利用した広告物はさける。</li> </ul>	
屋外照明等		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の照明器具(街灯、植栽灯等)、発光性の広告物(屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等)は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。</li> </ul>	
C 開発行為	土地の形状	できる限り現況地形を生かすよう努める。	
	法面・擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。</li> <li>周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。</li> </ul>	
	緑化	周辺景観と調和するよう緑化に努める。	

5

届出対象行為等と審査の流れ

届出対象行為となる建築行為等の着手前には、景観法第16条第1項の規定に基づき、届出を行う必要があります。届出をした日から原則30日経過後でなければ、行為に着手することができません。

《 審査の流れ 》



景観形成基準等に不適合となる場合

【勧告】

景観形成基準等に適合していない場合、周辺景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、助言・指導を行ったうえで、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

【変更命令】

特定届出対象行為で、建築物又は工作物の意匠・形態、色彩の基準に適合していない場合には、設計の変更などの命令対象となることがあります。なお、命令違反には景観法第102条の規定に基づく罰則が適用されることがあります。

特定届出対象行為

- 延べ(床)面積3,000㎡を超えるもの
- 高さ30mを超えるもの
- 重要な景観形成地域における届出対象行為となるもの



## 6

# 屋外広告物の行為の制限に関する方針

ゾーンごとの景観形成方針に基づき、屋外広告物行為の制限に関する基本方針を定めます。

### (1) 都心ゾーン

- ・駅前広場などの公共性の高い場所は、掲出する広告物は適切な形状や表示面積とします。
- ・色彩は、周辺景観や後背地等との調和に配慮し、都心にふさわしいものとするよう工夫します。

### (2) 周辺市街地ゾーン

- ・住宅地は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、当該建築物の外壁などの色彩と一体的な色相や彩度とします。
- ・眉山や河川などの自然環境との調和に配慮した意匠・形態とし、高彩度の色彩の使用はさけます。

### (3) 田園集落ゾーン

- ・田園や屋敷林などが広がる地域は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩及び意匠・形態は樹木や田畑等の緑と調和した落ち着いたものとし、
- ・幹線道路沿いは、周辺景観や後背地に広がる田園景観への影響に配慮し、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、意匠・形態、高さ・規模とし、色彩は落ち着いたものを基調とします。

### (4) 農山村集落ゾーン

- ・極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩および意匠・形態は山の緑と調和した落ち着いたものとし、

## 7

# 景観重要建造物・樹木の指定 と 公共施設等の整備に関する方針

### 景観重要建造物・樹木の指定の方針

良好な景観形成を推進するうえで、外観の優れた建造物や樹木を保全・継承するとともに、地域の景観まちづくりのシンボルとして活用するため、景観重要建造物・樹木として指定することを検討します。

次のいずれかに該当し、国宝、重要文化財等の指定のないもの。

- ① 地域の景観上重要な役割を果たし、特に外観上優れているもの
- ② 歴史的景観や文化的景観を特徴づけるもの
- ③ 地域住民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっているもの
- ④ 良好な景観形成の規範となり、周辺の良好な景観の創出が期待できるもの

### 公共施設等の整備に関する方針

道路、河川、公園等の公共施設は、良好な景観形成のために先導的な役割を果たす責務があることから、構造、デザイン、適切な配置等に配慮することが求められます。これら公共施設のなかで重要なものについては、景観重要公共施設としての指定やその整備に関する事項及び占用許可等の基準の設定を検討します。

## 8

# 景観計画の推進に向けて

### 成長する景観計画

景観計画の策定を機会に、地域住民や事業者の景観まちづくりへの関心やまちづくり活動が広がることが期待されます。

景観まちづくりの気運の高まりや今後のまちづくりの動向により、必要に応じ、景観形成方針や基準の見直し及び拡充を可能とする「成長する景観計画」を目指します。

### ●景観計画の追加や変更等

- ・重要な景観形成地域の追加や変更
- ・景観形成の方針の追加
- ・景観形成基準の追加や変更等
- ・景観重要建造物・樹木の提案・指定

### 景観審議会の設置

良好な景観形成に関する重要事項を調査・審議するため、学識経験者等で構成する「徳島市景観審議会」を設置します。

景観計画の追加や変更、景観重要建造物等の指定、また本市の景観に大きな影響を及ぼす届出対象行為等についての意見聴取等を行います。

徳島市景観計画 概要版 平成25年3月

徳島市 都市整備部 まちづくり推進総室 都市政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5249 <http://www.city.tokushima.tokushima.jp>



心おどる水郷  
徳島